

同 意 書

すぐに購入できる物件の買受け申込みにあたり、下記の内容に同意のうえ申し込みます。

記

1. 買受け申込み

(1) 申込者に必要な資格

次の①から③のいずれかに該当する者には申請資格がないものとし、申請資格のない者が行った申込みは無効とします。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者
- ② 国有財産法第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(2) 申込みの受付

- ① 申込み時の受付は仮受付です。警察当局への照会等により申請資格を有していることが確認できた時点で、正式に受け付けます。
- ② 先着順により、1物件につき1者のみ申込みを受け付けます。
ただし、同日の9時から17時までに複数の申込みがあった場合は、当日中の申込者全員について仮受付を行い、申込者全員の申請資格を審査した後、申請資格を有する申込者による抽選により、1者のみ正式に受け付けます。なお、抽選に漏れた場合、売払申請書等は返戻します。
- ③ 仮受付の後、上記(1)に該当することが判明した場合は、申込みを無効とし、売払申請書等は返戻します。

(3) 契約予定相手方の決定方法

上記(2)により正式に受け付けた1者を契約予定相手方と決定し、「売払申請書受理通知書」によりお知らせします。

(注) 同通知書は、契約予定相手方とした者と売買契約を締結することを確約するものではなく、契約締結期限までに売買契約を締結されないときは失効しますので、ご留意願います。

2. 売買契約の締結

- (1) 「売払申請書受理通知書」の発行日の翌日から30日以内(30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の閉庁日まで)に売買契約を締結していただきます。

農地法の手続を要する物件については、「売払申請書受理通知書」の発行日の翌日から30日以内(30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の閉庁日まで)に農業委員会への申請等を行い、「売払申請書受理通知書」の発行日の翌日から3か月以内(3か月目が土日・祝日等の閉

庁日となる場合は、直前の開庁日まで)に売買契約を締結していただきます。

- (2) 「国有財産売買契約書」は国の書式を使用します。(事前に内容をご確認ください。物件により特約条項を付す場合があります。)
- (3) 売買代金の支払方法は次の2通りがあります。
- ① 売買契約と同時に全額を納付していただく方法
契約締結時に売買代金の全額をお支払いいただく方法です。
他省庁所管の国有財産については、この方法は行えません。
 - ② 契約保証金を納付して20日以内に差額をお支払いいただく方法
契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上を納付していただき、その後、売買代金と契約保証金の差額を国が発行する納入告知書によりお支払いいただく方法です。
売買代金の納付期限は、売買契約締結の日を含めて20日以内(20日目が土日・祝日等、金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日まで)です。納付期日までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属します。
契約保証金は売買代金に充当します。ただし、年度末である3月には、契約保証金を売買代金に充当する取扱いができない場合があります。
- (4) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)
所有権の移転登記は、物件の引渡し後、国が行います。
- (5) 売買代金のほか、契約の締結及び履行に関して必要な次の費用は、買受者の負担となります。
- ①登録免許税
 - ②契約書に貼付する収入印紙
 - ③郵送料(所有権移転登記にかかる登記識別情報の郵送を希望される場合)

3. 契約内容の公表

契約締結後、契約内容(物件所在地、登記地目、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分、法人にあっては業種)を当局ホームページ上で公表します。

4. 個人情報

売払申請のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、売払事務のみに使用し、その他の目的には使用いたしません。

ただし、申請資格の確認のため必要とするときは、警察当局への情報提供を行う場合があります。

5. 留意事項

- (1) 買受けの申込みにあたっては、物件の有無・申込者の有無を申込先までご確認ください。

- (2) 買受けの申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した際の条件を承継することとします。
- (3) 買受けの申込みにあたっては、物件調書(物件によっては、別途、閲覧資料についても確認していただく必要があります。)のほか、現地、諸規制等についても必ずご自身でご確認ください。
- (4) 売買物件は全て現状有姿による引渡しとなります。なお、物件調書の記載と現況が異なる場合は、現況が優先します。
- (5) 所有権が移転するまでの間に売買物件を使用又は収益することはできません。

以上

(分任)契約担当官 殿

平成 年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

⑩
